

25/7/14 第2回名古屋市人権に関する条例（仮称）検討会
名古屋市民オンブズマンによるメモ

10:00

小林：はじめる

傍聴者 注意事項

自由闊達

人権デリケート表現 表現は留意

条例内容の具体化 お手元の資料を基に審議

視覚障害 名前を名乗ってから

子どもの権利 間宮

間宮：15分程度 擁護委員制度

政府から独立した人権機関 IHRI とは

人権基準

国連人権委員会 パリ原則

いろんな条約批准 自分の国 政府から独立した人権機関

パリ原則基準 ランク付けしている期間

2014年 Aランク 71

ヨーロッパだけ？アジアでも

子ども 人権救済機関

3つ 個別救済

モニタリング、意見表明

広報啓発機能

国に設置、国と自治体に設置、自治体に設置

☆国は個別救済は持たない

名古屋市 2019年 子どもの権利擁護委員条例を作った

子どもの権利を守る 文化と社会を作る

独立性を確保

①相談、

②申立て、

③意見表明

なごもっか 2020年相談室

5人（大学教員3名、弁護士2名）

多職種が連携

調査相談員15名 全国で断トツ

事務局3人 立ち位置は微妙

相談内容 本庁には言わない

参与 1名 作った時はいいが、事務局が回っていくとなにそれ
全国で独立性が侵害される事例が
専門調査員 かなり相談いただいている
他自治体は？我々がやれることか？
若手研究者 法令検討
てつなぎなごもんず

NHK 名古屋ビル 6 階

行政とは離れた場所に設置することが大事

相談方法 電話 FAX メール

ラインはやらないのか？難しい 相談業務はやっていない

火曜木曜金曜 午後 9 時

週末 夜の時間帯が必要

多くは電話、面談

検討会議 何が一番いいのか

学校、施設出向くことも

大人が勝手に解決ではなく、子どもに意見を聞きながら

申立 当事者が行うこと

調査権限「名古屋市 書類提出して」

これまでは自主的に改善している

みられなければ勧告

発意 申立てがないが、子どもの権利侵害認められる

調査、調整権限できる

相談 言わずに諦めている

どうやって誰に言えばいいのか ハードルはどこ

エンパワーメントして解決

緊急性重大性 面談 親子分離して

子どもの意見を中心に

活動報告書

- ・ 出席日程 個別救済はできない 遅延証明持って行ってもダメ
単位が取れなくなる
転校された
子どもに聞いて
生徒会が動いて変わった
- ・ 学校施設安全確保 体育館窓ガラス落ちてきた
そこは修繕 ほかはやらない
個別救済できた
→発意 ほかの学校もあるだろう

来週報告書 ディクレシア申立て

子どもからの相談 モニタリング

活動報告書 課題があるのでは

条例に基づく機関 国に対して意見も

たくさん子どもたちから相談

活動報告書書いている

国にも意見書反映

自己発意

「なにか先生に言われた」申立てまで行かない

制度的に課題 発意機能は不可欠

意識啓発はあらゆるところでやっている

人権条例案 個別の救済だけ？

予防と全体に向けてをセットに

「発意」「普及啓発」

相談、モニタリング、発意、普及啓発→相談につながる ●●●●●

行政 広く義務を持っている

行政の穴を埋める 私立学校への対応

どこも機関がない

条例検討の際に必要

- ・独立性
- ・相談モニタリング
- ・普及啓発
- ・勧告、意見提出
- ・重なる部分の調整

小林：一部不適切な表現 お詫び

委員から何か質問は

濱田：てをつなぐ育成会

もっと詳しくお聞きしたい

起こってからの措置も大事だが、予防をこれからして、

つらい思いをする子どもたちが一人でもいなくなるように

知的障害を持つ親の会

息子知的障害 いじめ 子ども同士のいさかいはなかった

先生とのボタンの掛け違いあった

小林：他は

明石：人権擁護委員

報告書 9 ページ 相談の年齢
小学校から 自分の言葉ではなせる
赤ちゃん 自分の意見をはっせない
なかなかうまくいかない？代弁者？

間宮：15 ページ 子どもが自分で連絡
14 ページ 相談対象の年代
未就学 28% 保護者から
0 歳は難しいが
なるべくお子さんに来てもらって、遊びながら方向性が難しい

大橋：精神障害者家族会
なごもっか 資料は小学校中学校 配布しているのか
会議に出ていればわかるが、一般家庭の子どもたち
どこに相談したらわからない？

間宮：カード、機関紙 幼稚園、保育園、小学校、中学校、高校すべて
私立、国立、市立関係なく
カードを配ると相談が増える
学校 権利学習にいくこともある
こういう人がいるんだな
多くの行政機関職員 子どもにかかわる支援者に無料公演
児童養護施設職員に相談
保護者が「なごもっかに相談したら」
WEB サイト、地下鉄広告 ありとあらゆるところで宣伝
子どもたちに浸透 手ごたえ感じている
マスコットキャラクター 「なごもんだ」
覚えてもらう 「〇〇センター」覚えられない

橋井：身体障害者連合会
視覚障害当事者
障害者はどれくらいか
子どもが健常者、親が障害者ゆえに差別は？
子育て終わったが、両親が目が悪い 後ろ指刺されないように

間宮：1 点目 27 ページ モニタリングの結果
特別支援教育は課題 別建てでつける 16 件
申し立ても入試合理的対応がなかった

2 点目 親が障害者 いじめをうけているという相談はない
親が障害者であることをうけとめられない 相談受けた
来週 保護者が外国人 ヤングケアラー 不安感がある
教育委員会 安心できるような取り組みを 制度改善
広く受け付けるのがいい 差別かどうかわからない

安間：プラウドライフ

人権を守る文化を育てる
女性 逆行に行くようなこと
本人の意見表明権、プライバシー、知る権利
相談対応 議論過程に本人が参加するのか？
決まったものを本人に伝える？

間宮：方針は 子どもが学校に行きたい

最初相談委員 次回擁護委員を入れようか？
ここを聞いてほしい 私たちの活動方針
大きな方針は子どもとともに
あなたが一緒に行きたいか

小林：紛争解決 受け止めさせていただけたら

条例の関係でどうしても発言 よろしいか
資料Ⅰ 人権条例

伊藤：スポーツ市民局あらたな人権課長

資料の構成について

A3 3 列 意見 会議意見、検証委員会、国連

条例骨子まとめた

真ん中の列は補足情報

市の骨子案 意思決定してから関係者に伺う

現在は骨子案を作る前段階

年度末までに当事者意見を受けて修正 骨子でまとめられたら

人権条例 包括的

子ども、障害 個別条例が優先

適用外がこの条例

第Ⅰ回会議 文書全体 表現、文体は今後

Ⅰ ページ 目的 基本理念や目的

基本理念に関すること

人種など複合

子どもの人権 外国人、障害
相談機関機能するため
相互理解対話解決
2-3 ページ 市の責務
一般職～特別職まで
審議会 全般審議会
現在有識者懇談会→発展的にあらためる
5 基本方針
本市人権 名古屋市人権施策方針→条例に
6 差別等に関する事項
不当な差別 人権侵害、識別情報
本日 「不当な差別」端的に
詳細は提示規程など詳しく
11 ページ
4-5 ページ 相談体制
実効性核心部分 人権全般
相手方との調整 現時点では政令市無し
都道府県では三重県のみ
一般的窓口 相談件数
実際解決 助言数は不明
調整窓口が解決 差別解消数をカウントできる
具体的啓発 普及に役立てられる
差別ではなく区別 合理性ある？ 差別として解消
5-6 ページ 解決
相談機関でも解決しない悪質な差別事例
障害者差別解消条例
子どもの人権条例を参考に
障害者条例 事業者などは対象
個人はあらたな人権条例
分かりにくい？
6-10 基本施策
公共場所 ヘイトスピーチ
人権侵害行為 認められない
条例解説 川崎市、相模原市 本邦外出身に限定
大阪市 出自
三重県 人種、国籍に限らずあらゆるものが対象
名古屋城市民討論会 障害者ヘイト
条例が提案された→あらゆる属性

8 ページ インターネット上

プロバイダ上削除要請

発信者明らか

フェイクニュース ヘイトクライム

差別書き込みに主張声明できる

9 - 10 ページ

民間団体

情報の質

その他 最終段階で中身を詰める

その他全般 表現 他都市条例と同様

当事者目線 誤解されないように

時間が限られている 主な確認事項

自治体ごとに対象がことなるもの

意見いただけたら

重点的、効果的

禁止対象

ヘイトスピーチ 属性絞る？

助言・あっせん 説示？

予防喚起 事例概要の公表？

第三者機関 誰が監督をするのか？

行政？

インターネット勧告？ヘイトスピーチ？市長がいい？

協議資料 資料Ⅰ 参考資料 Ⅰ-9まで提出した

①第Ⅰ回会議以降委員から意見

人権全般

②他都市人権条例 公表 どのように行われているか

③公の施設 ヘイトスピーチ対応

④大阪市ヘイトスピーチ 合憲性判例

⑤ネット書き込み

⑥社会的構造

⑦世界人権宣言

⑧本市人権施策

⑨弁護士会 人種差別撤廃条例

10:53

小林：条例の実効性

自治体ごとに異なる

6部にわけたい

6 差別などに関連する事項

7 相談体制

8 紛争解決

9 基本施策 公共の場所

・ ネット上における差別

まず4ページ6 差別などに関連する事項

趣旨は法令要素 変えがたい属性に基づいての差別

「この人は気に入らないから仲間外れにする」

いじめ、虐待いれるか？

具体的な文言 事務局で精査

山崎：差別に関する事項

被差別部落 出自を表に出される

結婚、就職 被害を受ける

結婚 命を奪われることも

差別の禁止をうたってもらいたい

小林：条文の例示でも

山崎：きちんといれた

だれがアウトィングするかわからない

厳しい内容が必要

小林：アウトィング ②この通りでいい？

アウトィングも禁止で

安間：アウトィング禁止

カミングアウトの強要と禁止も

秘密の暴露、強要禁止

同意のない

カミングアウトしたくない人にさせない

小林：アウトィングを含む

するな、しろも

ほかは

宮前：資料9

人種等差別 上の方

広い形で差別定義 よい
効果を考えると、どこかで定義規程
効果の及ぼす範囲の定義を

小林：広くした場合、ガイドライン 作られる
あとで表現を厳格に
「単に不当な扱いしてはいけない」ではなく
解消を入れた方がいいか
私は名古屋城の流れでできている
名古屋市の責務として書いた方がいいと思う
個別の事業者は難しいが
少なくとも名古屋市として進める責務があると明記した方が
よいか 名古屋市に責務

明石：人権擁護委員
「不当でない差別」はあるのか
人種等の属性を理由とする不当な区別

名古屋市：詳細は後日
障害者差別
本人に必要時間がかかる どこまで客観的にできるか
やむを得ないことも
社会的障壁 責務として
どこに置くか？
努力義務を課すか
障害者差別解消法
医療、店 こういったことが差別にあたる
あらゆる部分 どう書くか
皆様と相談したい

小林：個別の事業者に義務 照会するのは難しいと思う
名古屋市に施策を行う責務 よろしいか
方向性はそれで進めたい

間宮：「不当な差別」
差別は禁止 明確にしたうえで、
不当な差別はどうするか 2段階構造で
「不当な差別でないからいいんだ」ではない

小林：本来差別には不当性がある
具体的
誤解のないような用語を考えていっては

橋井：身体障害者
当事者 不当な取り扱い
毎日生活 すべてが不当な取り扱い
差別 外国人が多い 日本語を勉強してほしい
何を買いたいか 持ってきてくれない
合理的配慮がなされていない
日本人が1人いてほしい
いたるところである
全て障害特性 差別と禁止すると生きづらい
毎日我慢
人権条例 してはいけないこと
理念
視覚障害 身体障害もそう
点字、音声すくない 大学受験もそう
社会から閉ざされている
ここにいるのは障害当事者少ない
人権条例含めないといけない

小林：あとの紛争処理
政策提言具体化していかないといけない
条例に趣旨が間違いなく伝えるか
具体化したところで検討出来たら
ほか よろしいか 意見シートで
次に
7 相談体制

|| : ||

山崎：部落差別発言
当事者と話し合いをしてきた
結果がいい結果 相手の方もわかってくれる
差別をなくす 地域社会、企業で頑張る
紛争、相談 当事者話し合い
まずは当事者同士の話し合いを大切にしたい

そうじゃない場合 相手が分からない場合
どうするか？悩み
相手が分からない ネットでの差別的な内容
まずは相談 当事者性を大事にしたい

小林：ほかは
相談体制

安間：人権侵害 相談する場合
様々な差別、偏見
されている側ではないところ 理解しにくい
認知が問題？
わかる相談員 フェアな関係性
当事者の支援員が必要
どんな方 対応できるのか 多様な

小林：相談場所が形だけではなく受け入れる体制が前提
名古屋市の覚悟が問われる
人的な体制づくりを整える
細かいところ
紛争解決に関連

間宮：おっしゃっていたことと重なる
相談窓口と調査委員会 連携をどうするか 核になってくる
相談が申立てに移行しない、元気がないが、声があることが差別をなくすのに重要
差別を受け止めて公表する
「相談窓口は差別を作らない宝の山」
専門性を有する窓口 真剣に考えて
調査 会計年度任用職員
非常に専門性が高いが給料が低い
育ててもほかの機関に移ってしまう
セットで考えないと相談窓口が機能しなくなる

小林：名古屋城検証委員会 きっちりととっていた
実際紛争解決 実効性を高く
専門性の高い人 予算がかかる
覚悟が問われる

安間：間宮先生のとおり

相談窓口 イメージ 何人か雇われて

調整委員 弁護士さん 権限を持つ

ギャップが大きい

相談窓口と調整員 関係調整会議

相談を受けて、どう解決に結びつけるか

いろんな人に聞いたり、関係団体

テーブル

福祉 会議

さらに次の段階 強制力をもって調整委員会

相談窓口だけでなく、テーブルをイメージ出来たら

小林：相談受け方、相談を受けたら解決できればいいが紛争解決の仕方

具体的制度について 次回以降

運用？

相談を具体的に上にあげる仕組み

当事者が相談してくれたらいいが、これない 言いにくい

代わって議論をする人

相談窓口 紛争解決の方も併せて

相談体制について

朝日：人権擁護委員

名古屋市は人口が多い

市が運営する窓口

区に設置がいいのか？

遠方だと相談行きにくい？

条例ができてから？

小林：相談受け付ける物的施設

後で秘密 どこでも聞けるのではなく

人がいっぱいのところではなく

相談しやすい場所 相談しやすいように

配慮してもらえたら

山崎：明石委員の意見に賛成

各区役所相談 ワンストップ

研修、力量つけないと大変

人権相談 基本賛成 作るとなると職員レベルアップ必要

考えた上での仕組みづくりを

小林：相談職員 専門性高い 委嘱？
そういうイメージではない？
職員が対応する？

名古屋市：いろんな置き方があると思う
こういう人材
職員、会計年度など
16区、22 同じような人がいる？
中央で集約すると事例が

明石：男女共同参画
苦情処理設置 敷居が高い
相談件数がゼロ なぜか？
作った方がいいが相談がないではダメ
委託は必要かもしれないが、職員にスキルアップしてもらいたい
期待される場所でもある
できれば各区の中で作って
なぜ苦情処理がゼロなのか
相談しにくさのヒントがあると思う

小林：相談窓口を作るには、相談しやすい体制を
詳細は条例に盛り込むかは
次 紛争解決に関する事項 なごもっかを踏まえて

11：29

宮前：資料9の1 弁護士会意見書
人権擁護委員会 条例、判例等を基に、差別に対して規制すればいいか
私が直接関与していない
差別の行為に対して3類型
それぞれの支援の在り方
規制の方もレベルアップ
勧告、禁止命令、公表
「特に問題のある事例 罰則を」 特徴
踏み込んで考えていただけるとありがたい

小林：ヘイトスピーチ

宮武：主はヘイトスピーチ
部落差別も含まれる

小林：紛争解決 いろいろ相談 問題があった場合の対応
助言あっせんを行って、ダメな場合は勧告
市に対しても勧告を出す
市が対応したか 60 日行う
勧告に従わなかった場合は公表
市長に対しても意見を出せる

間宮：10 番 調整委員会 意見提出
→尊重義務を規定しないと、「言ったけど叶えられない」

小林：当然尊重義務を明記
資料で見た場合、なごもっかの関係
独立性担保「参与」確認
私も独立性 そうした「参与」的なところを入れた方がいいと思う
よろしいか
アドボケイト 相談に来て受け身だけでなく、
問題を調査する
申し立てはないが、こうした調査 発意して対応
なごもっかの機能を加えた方がいいと思うが、いかがか
声をあげれない人がある

橋井：独立したものが必要
発言できない、言いたいことが言えない障害者
多くの人と言えない 言うと不利益を被る
アドボケイト 必要
最初に意見 「罰則規定を入れてほしい」
公表規程だけでは 罰則は難しいことだと思いが考えて

小林：罰則 勧告に従わない場合
公的な場での差別的言動
公表されたが納得できない 行政不服審査法で争えるか？

山崎：弁護士会で意見書出されたのは心強い
各自治体 条例策定要望 頑張っている

罰則の関係 法律の関係もある
素人十分な判断できない
どうしようもない差別事例
「B地区によろこそ」ホームページ
地域訪問
どうするか？名古屋市、法務局
解決の使用がなかった
相手が分からない 名誉棄損 刑法で訴訟
懲役1年執行猶予4年
素人の私たち 並大抵ではない
裁判をやるのは大変
いろんな形で行政が関与して解決して
相手が分からない場合の差別事案 検討して
どうして相手が分かったか？
告訴した 愛知県警が相手を特定できた
条例に組み込めないか

明石：法律には詳しくない
相談窓口と紛争解決 つながっている？
紛争 独立的第三者機関
相談 なごもっかのように紛争？
区役所で相談 解決？
難しい場合は第三者機関？
そのイメージがつかない
軽いものから緊急事案まで
すべて第三者委員会
現実的には障害者人権 高齢者権利擁護もある

小林：ほかの市の機関との連携
イメージができてから
裁判は大変だから、相談
なごもっか アドボケイト
予防的 政策提言 一般的な
入れた方がいいと思う
よろしいか
第三者機関 どういう役割分担行われるか
アドボケイト、専門調査官
なごもっかをベースとして

細かいところは次回以降
時間の関係 次

11:46

土井：多文化共生

多様な意見 事務局まとめてくれてありがとう

その後

参議院選挙 一部候補者、デマ 排外主義扇動

法務省「選挙でもヘイトスピーチ許されない」

思えない

お咎めがなく、議席獲得

今後の名古屋市議会選挙、市長選でも同様にならないか

公の場 勧告

名古屋市 選挙でも同様 別の取り扱いになるのか？

小林：事務局から

名古屋市：基本的にヘイトスピーチ許されない

選挙 公職選挙法 どこまで？

別の対応が必要？難しい

あらためて

土井：説明ありがとう

小林：次回以降

安間：質問 罰則は難しい

公共の場 道路、広場、公園

本来許可が必要

罰則ではないが許可をしないというのは

小林：事務局

名古屋市：公の施設 原則許可しないといけない

責務⑧ 市の設置 人権

公の施設 ヘイトスピーチ 管理者に周知

おこりそうなら相談を

濱田：手をつなぐ育成会

小さいころからの教育が必要

学校の人権教育は？

教育要覧 「人権問題やっています」 部落

どのようなことをやっているか

職員さんへの研修

どういうことをやったらすぐになくならないか

人権 一人一人

小学校は吸収する時期

1番から何番 すべてやるべき プログラム

小林：教育啓発

ヘイトスピーチ 言論外問題

表現に影響されて悪い差別意識 ヘイトクライムを引き起こす

対応しないといけない

今回 本邦別出身者に限らず

マイノリティ、部落差別 対応するかどうか

対象が広くなる

どういうことが可能か

本邦別 よりそって対応するか

次回以降事務局で整理して

時間の関係不手際 終了時刻近づいてきた

活発なご意見ありがとう

出し尽くすことができない 意見提出シート出して

事務局

以上

11:55

名古屋市：ありがとう

今後条例の骨子 忌憚のない意見を

1点目 時間の都合上 事実の確認したい シート出して

7月28日までに事務局

メールでデータ

2点目 次回9月29日午後2時から

11:57